

大阪府無料検査実施事業費(検査費用)補助金の単価の改訂について

- 国による上限設定単価の変更に伴い、次の通り府における上限単価も改訂いたします。(令和4年8月29日実施分から適用)
※これまで、検査種別ごとに一律の設定でしたが、1日あたりの総検査件数(PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査の総計)に応じた設定となります。

新上限単価

※検査費用は、実単価と比較し低い方の額で補助金額を計算します。
※どの区分に該当するかについては、**月単位で判断**しますが、**PCR検査・定量検査(以下「PCR等」とします。)**は、**総検査数に占める割合を乗じて判断するため、月により適用区分の判断基準となる1日あたり件数が異なります。**

検査件数 に応じた区分 (PCR等・定性の計)	検査費用上限単価(基準単価)		その他経費 (加算額)
	PCR・抗原定量	抗原定性	
A(50件/日以下)	①6,500円	④1,500円 ※変更なし	⑤2,500円
B(51~100件/日以下)	②5,000円		⑥1,800円
C(100件/日超)	③3,000円		⑦1,100円

単価区分に対応する件数(上限)の算定方法

- 1か月の合計検査件数のうち、A~Cの区分の範囲内に該当する件数に上記の単価が適用されます。(補助額:各区分ごとの件数×単価の和)

区分	PCR等検査費用	抗原定性検査費用	その他経費
A	①「 50件 ×当該月の 営業日数 ×当該月の PCR等実施割合 (※)」以下	④当該月の 抗原定性検査件数	⑤「 50件 ×当該月の 営業日数 」以下
B	②Aを超え、「 100件 ×当該月の 営業日数 ×当該月の PCR等実施割合 」以下		⑥Aを超え、「 100件 ×当該月の 営業日数 」以下
C	③Bを超える件数		⑦Bを超える件数

(※)当該事業所の当該月のPCR等実施件数合計÷当該月のPCR等、抗原定性検査実施件数の合計

上限単価判定の具体例1

<区分Bの上限を超える場合>

【1か月の検査件数合計】(a)PCR等検査:2,500件、(b)抗原定性検査:1,500件、(a)+(b):4,000件

【当該月の営業日数】30日 ※営業日数で計算するため事業所によって異なります。

【当該月のPCR等実施割合】62.5%(2,500件(a)÷4,000件(a+b))

区分	PCR等		抗原定性	その他経費(加算額)	
	区分上限	対応する件数		区分上限	対応する件数
A	938件 (50件×30日×62.5%)	938件 (A上限)	1,500件	1,500件 (50件×30日)	1,500件 (A上限)
B	1,875件 (100件×30日×62.5%)	937件 (B上限1,875件-A上限938件)		3,000件 (100件×30日)	1,500件 (B上限3,000件-A上限1,500件)
C	-	625件 (実施件数2,500件-B上限1,875件)		-	1,000件 (実施件数4,000件-B上限3,000件)

【当該月の補助金上限額の計算方法】※実際の補助金額は千円未満を切り捨てて計算されます。

PCR等検査費用 :A 938件×6,500円+B 937件×5,000円+C 625件×3,000円、抗原定性検査費用:1,500件×1,500円

その他経費(加算額):A1,500件×2,500円+B1,500件×1,800円+C1,000件×1,100円

大阪府無料検査実施事業費(検査費用)補助金の単価の改訂について

上限単価判定の具体例2

<区分Aの上限を超え、区分Bの上限以下の場合>

【1か月の検査件数合計】(a)PCR等検査:850件、(b)抗原定性検査:950件、(a)+(b):1,800件

【当該月の営業日数】30日 ※営業日数で計算するため事業所によって異なります。

【当該月のPCR等実施割合】47.2%(850件(a)÷1,800件(a+b))

区分	PCR等		抗原定性	その他経費(加算額)	
	区分上限	対応する件数		区分上限	対応する件数
A	708件 (50件×30日×47.2%)	708件 (A上限)	950件	1,500件 (50件×30日)	1,500件 (A上限)
B	1,416件 (100件×30日×47.2%)	142件 (実施件数850件-A上限708件)		3,000件 (100件×30日)	300件 (実施件数1,800件-A上限1,500件)
C	-	-		-	-

【当該月の補助金上限額の計算方法】※実際の補助金額は千円未満を切り捨てて計算されます。

PCR等検査費用 : A 708件×6,500円+B142件×5,000円、抗原定性検査費用:950件×1,500円

その他経費(加算額):A1,500件×2,500円+B300件×1,800円

上限単価判定の具体例3

<区分Aの上限以下の場合>

【1か月の検査件数合計】(a)PCR等検査:500件、(b)抗原定性検査:500件、(a)+(b):1,000件

【当該月の営業日数】30日 ※営業日数で計算するため事業所によって異なります。

【当該月のPCR等実施割合】50.0%(500件(a)÷1,000件(a+b))

区分	PCR等		抗原定性	その他経費(加算額)	
	区分上限	対応する件数		区分上限	対応する件数
A	750件 (50件×30日×50.0%)	500件 (実施件数)	500件	1,500件 (50件×30日)	1,000件 (実施件数)
B	1,400件 (100件×30日×50.0%)	-		3,000件 (100件×30日)	-
C	-	-		-	-

【当該月の補助金上限額の計算方法】※実際の補助金額は千円未満を切り捨てて計算されます。

PCR等検査費用 : A500件×6,500円、抗原定性検査費用:500件×1,500円、その他経費(加算額):A1,000件×2,500円